

水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格（平成9年3月27日農林水産省告示446号）

（傍線の部分は改正部分）

| 新（平成20年8月29日農林水産省告示第1352号）     |   |
|--------------------------------|---|
| （いわし缶詰又はいわし瓶詰の規格）              |   |
| 第3条 いわし缶詰又はいわし瓶詰の規格は、次のとおりとする。 |   |
| 区 分                            | 基 準   |
| （略）                            | （略）   |
| 原 材<br>料                       | 食品添加物以<br>外の原材料   |
| 食品添加物                          | 1 しょうゆ、みそ、トマトピューレー又はトマトペーストを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>(1)・(2) （略）<br>(3) <u>加工でん粉</u><br><u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u><br>2 その他のものにあつては、 <u>1</u> の(3)に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 |
| （略）                            | （略）   |

第4～6条 （略）

（まぐろ・かつお缶詰又はまぐろ・かつお瓶詰の規格）

第7条 まぐろ・かつお缶詰又はまぐろ・かつお瓶詰の規格は、次のとおりとする。

| 区 分      | 基 準  |
|----------|--|
| （略）      | （略）  |
| 原 材<br>料 | 食品添加物以<br>外の原材料  |
| 食品添加物    | 1 しょうゆ、みそ、トマトピューレー又はトマトペーストを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>(1)～(3) （略）<br>(4) <u>加工でん粉</u><br><u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u><br>2 その他のものにあつては、 <u>1</u> の(1)、(3)又は(4)に掲げるもの以外のものを使用 |

| 旧                              |  |
|--------------------------------|--|
| （いわし缶詰又はいわし瓶詰の規格）              |  |
| 第3条 いわし缶詰又はいわし瓶詰の規格は、次のとおりとする。 |  |
| 区 分                            | 基 準  |
| （略）                            | （略）  |
| 原 材<br>料                       | 食品添加物以<br>外の原材料  |
| 食品添加物                          | 1 しょうゆ、みそ、トマトピューレー又はトマトペーストを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>(1)・(2) （略）<br><br>2 その他のものにあつては、使用していないこと。 |
| （略）                            | （略）  |

第4～6条 （略）

（まぐろ・かつお水煮缶詰又はまぐろ・かつお水煮瓶詰の規格）

第7条 まぐろ・かつお缶詰又はまぐろ・かつお瓶詰の規格は、次のとおりとする。

| 区 分      | 基 準   |
|----------|---|
| （略）      | （略）   |
| 原 材<br>料 | 食品添加物以<br>外の原材料   |
| 食品添加物    | 1 しょうゆ、みそ、トマトピューレー又はトマトペーストを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。<br>(1)～(3) （略）<br><br>2 その他のものにあつては、 <u>1</u> の(1)又は(3)に掲げるもの以外のものを使用 |

|     |            |
|-----|------------|
|     | 使用していないこと。 |
| (略) | (略)        |

(いか缶詰又はいか瓶詰の規格)

第8条 いか缶詰又はいか瓶詰の規格は、次のとおりとする。

| 区 分   | 基 準         |
|-------|-------------|
| (略)   | (略)         |
| 原 材 料 | 食品添加物以外の原材料 |
| 原 材 料 | 食品添加物       |
| (略)   | (略)         |

1 しょうゆ、みそ、トマトピューレー又はトマトペーストを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。  
 (1)～(3) (略)  
 (4) 加工でん粉  
アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン  
 2 その他のものにあつては、1の(4)に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

|     |          |
|-----|----------|
|     | していないこと。 |
| (略) | (略)      |

(いか缶詰又はいか瓶詰の規格)

第8条 いか缶詰又はいか瓶詰の規格は、次のとおりとする。

| 区 分   | 基 準         |
|-------|-------------|
| (略)   | (略)         |
| 原 材 料 | 食品添加物以外の原材料 |
| 原 材 料 | 食品添加物       |
| (略)   | (略)         |

1 しょうゆ、みそ、トマトピューレー又はトマトペーストを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。  
 (1)～(3) (略)  
 2 その他のものにあつては、使用していないこと。